

平成 17 年 5 月 23 日

各 位

東京都北区王子一丁目 6 番 8 号
株式会社ビーマップ
代表取締役社長 杉 野 文 則
(コード番号：4316)
問合せ先 取締役社長室長
上 野 圭 一
(TEL 03-3919-3172)

新株予約権方式によるストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 23 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会（以下「本総会」という。）に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行をする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役、従業員ならびに顧問に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問（以下「対象者」と総称する。）に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 1000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 端株（1 株の 100 分の 1。ただし、会社が定款をもって端株原簿に記載すべき端数の 1 株に対す

る割合につき、1株の100分の1とは異なる割合を定めている場合は、その割合)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。ただし、会社が定款をもって1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨を定めている場合、または、単元株制度を採用する場合には、1株未満の端数を切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

1000個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)。

なお、各対象者に対して発行する新株予約権の配分に関しては当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行又は処分株式数

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5)新株予約権の行使することができる期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6)新株予約権の行使の条件

次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。

対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）

対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。）

対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）

対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。

対象者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。

対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）

この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利行使をする前に 3.(6)に定める規定により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(9)株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

完全親会社となる普通株式とし、3.(1)に記載の株数に、当社株式 1 株に対する完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

承継後の新株予約権の権利行使時に払込みをすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の払込価額} = \text{承継前の払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

承継後の新株予約権の権利行使期間

上記3.(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間が到来している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より3.(5)に定める期間の満了日までとする。

承継後の新株予約権についての権利行使の条件ならびに消却事由および条件

3.(6)および3.(7)に定めるところと同様とする。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず、顧問との間の新株予約権割当契約においては、当社取締役会が当該顧問に対する新株予約権発行の目的に鑑み、合理的に定める条件を付すものとする。

(注) 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議を以って決定いたします。

以上